

新しいタイプの商標の保護制度、ついに始まる

特許業務法人 前田特許事務所  
弁理士 大石憲一



今回の知財ニュースは、4月1日から施行される「新しいタイプの商標の保護制度」についてです。

新たに保護対象に追加された商標のタイプ

動き商標	ホログラム商標	色彩のみからなる商標	音商標	位置商標
文字や図形等が時間の経過に伴って変化する商標 (例えば、テレビやコンピューター画面等に映し出される変化する文字や図形など)	文字や図形等がホログラフィーその他の方法により変化する商標 (見る角度によって変化して見える文字や図形など)	単色又は複数の色彩の組合せからなる商標 (これまでの図形等と色彩が結合したものではない商標) (例えば、商品の包装紙や広告用の看板に使用される色彩など)	音楽、音声、自然音等からなる商標であり、聴覚で認識される商標 (例えば、CMなどに使われるサウンドロゴやパソコンの起動音など)	図形等の商標であって、商品等に付す位置が特定される商標
 *構成中の数字は、変化の順番を表します。	 *上記構成中の数字は、見る角度により表示される順番を指すためのものであり、例えば、左側から見た場合には1、正面から見た場合には2、右側から見た場合には3のように見えなことを表します。			

新しいタイプの商標 (特許庁パンフレットより)

来月1日から新しいタイプの商標の出願が始まります。上の図の「動き商標」「ホログラム商標」「色彩のみからなる商標」「音商標」「位置商標」の5つが保護対象になります。

もっとも、登録できるか否かは特許庁の審査に依りますが、特許庁はこれら商標の自他商品・役務の識別力(商標法第3条第1項)については比較的厳しく判断をするようです。

例えば「動き商標」「ホログラム商標」「位置商標」は、構成する文字や図形等が自他商品・役務の識別力を有しない場合には、原則として商標全体として識別力がないと判断し、「音商標」は、商品が通常発する音、単音、自然音を認識させる音、楽曲としてのみ認識される音等は、原則として識別力がないと判断し、特に「色彩のみからなる商標」については、原則として識別力がないと判断するようです。

こうした場合、通常、拒絶を解消するには、使用による識別力の発生(商標法第3条第2項)を主張しますが、この識別力の発生を主張するのは、なかなか大変です。大手企業のように、需要者に、誰の業務に係る商品・役務なのかを認識させることができる程度に使用している必要があります。このため、ある程度の規模の企業のみが、今回の新しい商標について登録を受けられるのではないかと思います。

しかし、商標登録は早いもの勝ちです。これらの商標を使用している企業については、4月1日を目途に出願を検討しておくべきだろうと思います。

なお、施行日前から使用している商標については、従来の業務範囲内で使い続けることができるという「継続的使用権」(附則第5条第3項～第7項)が発生する場合がありますので、必ずしも今回出願しないと、商標の使用が制限されるということではありません。

以上